

認可保育所をご利用の方へ

【利用施設別】 幼児教育・保育の無償化 制度と手続きのご案内

無償化の制度（対象となる要件、内容）と必要な手続き等についてのお知らせです。



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

1 無償化の対象

3歳児クラス以上のすべての子どもの保育料が無償化されます。

※ 実費徴収される費用（延長保育料、教材費、行事費、給食費など）は無償化の対象外です。

2 無償化（補助）を受けるための手続きについて

無償化の給付を受けるために必要な手続きはありません。

（市が施設に保育料を支払うため、保護者の支払いはありません）

3 保育料以外の費用について

延長保育料、教材費、行事費、給食費などは無償化の対象になりません。直接、施設にお支払いください。

なお、年収が360万円未満相当の世帯及び第3子以降の子どもは、給食の副食費が免除となります。副食費の免除対象となる方には、市から個別にお知らせします。

※ 「年収の基準」や「第3子以降」のとらえ方や数え方は、認定区分などにより異なります。

《手続きに関する問い合わせ先》

伊勢原市子ども育成課 TEL:0463-94-4638・4641